

《参考資料》

(1) 区の評価結果一覧(49施設)

No.	施設名称 〔指定管理者名称〕	指標			評価結果									
		名称	H29 実績値	単位	管理 の適 正性	事 業の 運 営	施 設の 維 持 管 理	サ ー ビ ス 向 上 の 取 組 み	収 入 支 出	優 れ た 取 組 み	合 計 点	総 合 評 価	説 明	
1	東京都台東区母子生活支援施設さくら荘 〔社会福祉法人愛隣団〕	延世帯数	95	世帯	17	18	20	19	18	3	95	良好	各世帯ごとに異なった課題を抱えている母子に対し、個別行事を増やして支援につなげ、一定の成果を得た。また子供食堂・無償学習支援を引き続き行い、地域の子供の居場所づくりに寄与する等、施設の目的を踏まえ適正に運営されている。	
2	東京都台東区立下町風俗資料館 〔公益財団法人台東区芸術文化財団〕	入館者数	77,639	人	20	20	20	18	20	5	103	極めて良好	開館時間延長や正月の臨時開館、テレビ番組のロケの積極的な受入れ等のPR強化により、入館者数は年々増加している。また、外国人来館者のサービス向上にも積極的に取り組むなど、意欲的な工夫が図られ、適正な運営が行われている。	
3	東京都台東区立一葉記念館 〔公益財団法人台東区芸術文化財団〕	入館者数	15,738	人	20	18	20	17	17	—	92	良好	一葉生誕145年を記念した展示や事業に取り組み、より多くの方々に一葉記念館を知って頂けるように努めた。昨年度より入館者が低下している状況にあるため、引き続き入館者数増の取組みが必要であるが、良好な管理運営がなされている。	
4	東京都台東区立朝倉彫塑館 〔公益財団法人台東区芸術文化財団〕	入館者数	45,010	人	20	19	20	20	18	3	100	良好	敷地全体が国の名勝、主要な建物が登録有形文化財である館として、施設の特性・目的に沿った適正な運営を行っている。また、魅力ある特別展の開催や、来館しやすく見学しやすい環境づくりに積極的に取り組む等、サービス向上を図っている。	
5	東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂 〔公益財団法人台東区芸術文化財団〕	入館者数	—	人	20	20	20	20	20	—	100	良好	休館中においても、文化コンサート等自主事業を継続して行い、東京藝術大学等関係団体と良好な関係を築いている。また、職員による適切な備品管理を行い、リニューアルオープンに向け着実に準備を進めた。	
6	東京都台東区立書道博物館 〔公益財団法人台東区芸術文化財団〕	入館者数	16,457	人	20	20	20	18	20	5	103	極めて良好	東京国立博物館等との連携企画を中心に、ワークショップ等を積極的に行っている。また、ユーモアを交えた展示や情報発信により、新たな層の来館者の呼び込みに努めるなど、施設の魅力を効果的に活かした適正な運営が行われている。	
7	東京都台東区立産業研修センター 〔公益財団法人台東区産業振興事業団〕	研修センター会議室稼働率	21.8	%	19	19	20	20	17	3	98	良好	概ね協定等に基づいた適切な運営がなされている。また、利用者アンケート調査によりニーズに合わせた工夫をしている。稼働率の向上については、施設全体のPRを更に積極的に向上していく必要がある。	
8	東京都台東区立老人福祉センター 〔社会福祉法人台東区社会福祉事業団〕	利用者数	28,295	人	20	20	20	18	20	—	98	良好	各観点の評価は良好であり、適切な施設管理がなされている。人気の高いことぶき教室(スマートフォン、麻雀、フラワーアレンジ)の実施回数を増やし利用者増につなげる等、高齢者のいきがいを提供する積極的な取組が行われている。	
9	東京都台東区立入谷老人福祉館 〔社会福祉法人台東区社会福祉事業団〕	利用者数	25,939	人	20	19	20	18	20	—	97	良好	各観点の評価は良好であり、適切な施設の管理運営が行われている。一方で今年度は介護予防事業やことぶき教室の利用者が減少したため、各事業や教室の内容をより充実させ、利用者数の増加に向けて取り組んでいく必要がある。	
10	東京都台東区立橋場老人福祉館 〔社会福祉法人台東区社会福祉事業団〕	利用者数	23,434	人	20	19	20	20	18	—	97	良好	各観点の評価は良好であり、適切な管理運営が行われている。「くらしの相談課」の協力を得て新規事業に取り組む等、利用者ニーズを反映しサービス向上に努めており、利用者数の増加に向けて取り組んでいる。	

No.	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果							説明	
		名称	H29 実績値	単位	管理 の適正 性	事業 の運営	施設 の維持 管理	サー ビス向 上の 取組 み	収入 支出	優 れた 取組 み	合 計 点		総 合 評 価
11	東京都台東区立三筋老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	31,692	人	20	18	20	17	20	—	95	良好	概ね適切な管理運営が行われており、アンケートにおいても約90%の利用者が「満足」と回答している。参加者数が倍増した「文化の香りを下駄履きで」の講座編の実施等、利用者増に向けた取組が行われている。
12	東京都台東区立特別養護老人ホーム浅草 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率 (特養+ショート)	94.1	%	20	19	20	19	16	—	94	良好	特養は利用率が伸び悩んだが、ショートステイは定期利用者確保等の取組みにより利用率が上昇した。引き続き利用率の向上・サービスの向上に努める必要はあるが、施設管理は適切に行われており全体として良好な運営がなされている。
13	東京都台東区立特別養護老人ホーム谷中 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率 (特養+ショート)	69.6	%	20	19	20	18	15	—	92	良好	アットホームな空間づくり等に取り組むなどサービスの向上を図っている。引き続き利用率の向上・サービスの向上に努める必要はあるが、施設管理は適切に行われており全体として良好な運営がなされている。
14	東京都台東区立特別養護老人ホーム三ノ輪 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率 (特養+ショート)	95.6	%	20	19	18	19	18	—	94	良好	職員の介護力向上に継続的に取り組み、利用者満足度調査においても施設の運営は高評価である。軽微な課題はあるが、複合施設の維持管理を適正に行いつつ、高い水準の利用率を維持しており、概ね適正な運営がなされている。
15	東京都台東区立特別養護老人ホーム台東 [社会福祉法人聖風会]	利用率 (特養+ショート)	93.5	%	20	19	20	19	16	—	94	良好	施設の自主イベント「ふれ愛台東まつり」を開催し、近隣の方との交流や施設のPR活動に励むなど地域との連携強化に取り組んでいる。軽微な問題はあるが施設管理は適切に行われており、全体として良好な運営がなされている。
16	東京都台東区立特別養護老人ホーム千束 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率 (特養+ショート)	97.7	%	20	20	20	19	16	—	95	良好	全体的に見て、収支の面等において課題はあるが、地域の行事や祭りへの参加等、地域に積極的に参加する取り組みが継続的に行われ、利用者満足度調査においても高い評価を得る等、要介護者の入居施設として概ね適正な運営がなされている。
17	東京都台東区立ケアハウス松が谷 [社会福祉法人東京援護協会]	利用率	95.8	%	20	19	20	18	20	—	97	良好	地域との連携に努めており、利用者が近隣住民と交流する機会を確保している。職員が自主的に危機管理や経費の効率化に取り組むなど、収支状況を意識しながらサービスの向上を目指しており、概ね適正な運営がなされている。
18	東京都台東区立あさくさ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率 (一般型デイサービス)	73.5	%	20	19	20	19	16	—	94	良好	利用者の希望に沿い入浴サービスを充実させるなどサービスの向上を図った。引き続き利用率の向上・サービスの向上に努める必要はあるが、施設管理は適切に行われており全体として良好な運営がなされている。
19	東京都台東区立うえの高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	72.3	%	20	19	20	20	16	—	95	良好	入浴の支援や、積極的なボランティア受け入れ等、質の高いサービス向上を継続して実施している。また老人福祉センターが併設されていることから、地域の高齢者が気軽に利用できるような環境づくりを行う等、概ね適正な運営がなされている。
20	東京都台東区立やなか高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率	68.0	%	20	19	20	18	16	—	93	良好	利用者のニーズを踏まえ可能な限り個別送迎を行うなどサービスの向上に努めた。引き続き利用率の向上・サービスの向上に努める必要はあるが、施設管理は適切に行われており全体として良好な運営がなされている。
21	東京都台東区立みのわ高齢者在宅サービスセンター [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用率 (一般型デイサービス)	67.7	%	20	19	18	19	18	5	99	良好	事業の実施に当たり、様々な分野においてボランティア活動を積極的に受け入れ、地域に根差した施設として取り組みを続けている。マイナス収支等の課題はあるが、福祉施設の事業者として、概ね適正な運営がなされている。

No.	施設名称 〔指定管理者名称〕	指標			評価結果								
		名称	H29 実績値	単位	管理 の適正 性	事業 の運営	施設 の維持 管理	サー ビス向 上の 取組 み	収入 支出	優 れた 取組 み	合 計 点	総 合 評 価	説 明
22	東京都台東区立まつがや高齢者在宅サービスセンター〔社会福祉法人東京援護協会〕	利用率	88.4	%	20	20	20	19	20	5	104	極めて良好	地域との連携強化に努めており、利用者が近隣の住民と交流する機会を確保している。また、自主的な取組みである足湯が好評を得ており、今後も利用者のニーズに応えられる体制作りを構築する。全体として良好な運営がなされている。
23	東京都台東区立たいとう高齢者在宅サービスセンター〔社会福祉法人聖風会〕	利用率 (一般型デイサービス)	63.4	%	20	19	20	19	16	—	94	良好	施設の自主イベント「ふれ愛台東まつり」を開催し、近隣の方との交流や施設のPR活動に励むなど地域との連携強化に取り組んでいる。軽微な問題はあるが施設管理は適切に行われており、全体として良好な運営がなされている。
24	東京都台東区立たなかデイホーム〔社会福祉法人台東区社会福祉事業団〕	利用率	71.0	%	20	20	18	19	18	—	95	良好	地域に根差した事業所として、地域散策や地元行事への参加等のプログラムを継続的に行っている。利用率及び利用人数も前年度までの水準を維持している。マイナス収支等の課題はあるが、概ね適正な運営がなされている。
25	東京都台東区立せんぞくデイホーム〔社会福祉法人台東区社会福祉事業団〕	利用率	69.3	%	20	19	20	20	16	—	95	良好	全体的に見て、マイナス収支や、利用者が減少した等の課題があるが、入浴サービスの枠を増やす等、サービス向上への継続的な取組みが継続的に、また満足度調査の結果も良好であり、概ね適正に運営されている。
26	東京都台東区身体障害者生活ホームフロム千束〔社会福祉法人台東つばさ福祉会〕	利用率	97.7	%	20	20	20	19	17	—	96	良好	入居及び体験事業の利用率は高い水準を維持しており、障害者の生活の場として需要が高い。自主事業の利用減はあるものの、施設の適切な維持管理等により利用者の安全確保に努めるなど、適正な運営が行われている。
27	東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」〔株式会社ニッコトラスト〕	利用人数	15,165	人	20	19	18	18	16	—	91	良好	施設を適切に管理しており、利用者の満足度は高いものの、運営経費が増大しているため、効率的な運営努力が必要ではあるが、全体として良好な運営がなされている。
28	東京都台東区立東上野乳児保育園〔社会福祉法人康保会〕	入所児童数	60	人	20	20	20	19	20	—	99	良好	計画事業、収支予算計画に沿った事業運営を行い、また、延長保育などサービス向上にも積極的に取り組むなど適正な管理運営が行われている。
29	東京都台東区立千束児童館〔社会福祉法人台東区社会福祉事業団〕	利用者数	30,551	人	20	20	20	20	18	—	98	良好	利用者アンケートでは、昨年度に引き続き、非常に高い満足度評価を得ており、どの年齢層でも利用しやすい環境整備に努めた適正な運営がなされている。
30	東京都台東区立玉姫児童館〔社会福祉法人台東区社会福祉事業団〕	利用者数	19,058	人	20	20	20	20	18	—	98	良好	仮施設での運営だが、公園での出前児童館や図工室の日常開室などにより、利用者を増やしたことは評価できる。また、具体的想定に基づいた防災訓練を実施しており、利用者の安全安心につながる適正な運営がなされている。
31	東京都台東区立台東児童館〔社会福祉法人台東区社会福祉事業団〕	利用者数	20,058	人	20	20	20	20	18	—	98	良好	乳幼児から中高生までの幅広い年代で利用者数、登録者数が増加している。また、日本語によるコミュニケーションが難しい外国籍の利用者に避難訓練の重要性を伝える取組みなどにより、安全安心に配慮した施設運営がなされている。
32	東京都台東区立池之端児童館〔社会福祉法人台東区社会福祉事業団〕	利用者数	24,654	人	20	20	20	20	18	—	98	良好	小学校や地域と連携した事業を施設の改修中も継続して実施したため、利用者の満足度は高い。改修後の施設では、新たに中高生専用の学習スペースや乳幼児専用の設備が整備されたため、様々な世代の利用が期待される。

No.	施設名称 [指定管理者名称]	指標			評価結果								
		名称	H29 実績値	単位	管理 の適正 性	事業 の運営	施設 の維持 管理	サー ビス上 の取 組み	収入 支出	優 れた 取組 み	合計 点	総合 評価	説明
33	東京都台東区立松が 谷児童館 [社会福 祉法人台東区社会福 祉事業団]	利用者 数	37,942	人	20	20	20	20	18	—	98	良好	乳幼児親子、小学生、中高生と各世代の利用者 数が伸び、多くの児童・生徒の放課後の居場所 として適切な運営が行われている。大規模改修 後も引き続き、安心・安全な居場所としての事 業運営が期待される。
34	東京都台東区立今戸 児童館 [社会福祉 法人台東区社会福祉 事業団]	利用者 数	33,262	人	20	20	20	20	18	—	98	良好	各世代が安心して楽しく児童館を利用できるよ うに、行事や日常活動を工夫しており、幅広い 世代の継続的な利用につながる運営が行われて いる。
35	東京都台東区立寿児 童館 [社会福祉法 人台東区社会福祉事 業団]	利用者 数	59,515	人	20	20	20	20	18	—	98	良好	小学生の利用が多い時間帯においても、乳幼児 親子が快適に過ごせるよう工夫を図ったこと で、小学生と乳幼児親子との交流の場になっ た。利用者の満足度が高く、利用者数も増加し ており、良好な運営がなされている。
36	東京都台東区立谷中 児童館 [社会福祉 法人台東区社会福祉 事業団]	利用者 数	61,277	人	20	20	20	20	18	—	98	良好	近隣に幼稚園が多いため、園児を対象とした活 動を増やしたことにより、園児親子の利用者が 増えている。また、児童館全体の利用者数も増 えており、良好な運営がなされている。
37	東京都台東区立社会 教育センター [J N共同事業体]	利用率	49.2	%	19	17	20	16	18	8	98	良好	施設の設置目的に沿った良好なサービスの提供 が図られ、また、新規の利用者獲得のために、 他施設との連携事業を企画するなど新しい取り 組みも積極的に行っており、概ね適正な施設運 営が行われている。
38	東京都台東区立千束 社会教育館 [J N 共同事業体]	利用率	52.4	%	19	18	20	16	18	3	94	良好	施設の目的に沿った良好なサービスの提供が図 られ、アンケートの結果も概ね良好である。施 設が3階のため、利用者が不便に感じることも あるが、適切な配慮等利用しやすいサービス提 供に取り組んでおり、適正な施設運営が行われ ている。
39	東京都台東区立小島 社会教育館 [J N 共同事業体]	利用率	37.8	%	19	19	20	16	18	3	95	良好	区内のモスクを見学など、地域の人材を活用 し、地域に根ざした講座を積極的に実施するな ど、利用者の増加に努めた。施設の設置目的に 沿った良好なサービスの提供が図られ、概ね適 正な施設運営が行われている。
40	東京都台東区立根岸 社会教育館 [J N 共同事業体]	利用率	52.0	%	19	18	20	16	18	3	94	良好	講座受講生が終了後も継続して学習活動を行え るようサークル発足を支援し、3講座から3団 体が発足するなど、施設の目的に沿った良好な サービスの提供が図られている。利用者数も増 加傾向にあり、概ね適正な施設運営が行われて いる。
41	東京都台東区立今戸 社会教育館 [J N 共同事業体]	利用率	37.0	%	19	18	20	16	18	3	94	良好	地域に根ざした講座として浅草寺周辺の道案内 の実践講座の開催やフェスタでの発表を工夫す る等、利用者の増加に努めている。アンケート の結果も概ね良好であり、施設の設置目的に 沿った良好なサービスの提供が図られている。
42~48	台東リバーサイドス ポーツセンター [公益財団法人台東 区芸術文化財団]	利用者 数	437,866	人	20	18	18	16	17	3	92	良好	常に利用者のニーズを捉えることに努め、本区 のスポーツ振興の拠点施設としての役割を認識 し、適切な施設運営や管理を継続している。ま た、経営状況が適切であり、健全な運営状況で ある。
49	東京都台東区立社会 教育センター清島温 水プール [J N共 同事業体]	利用者 数	72,029	人	19	17	17	18	17	3	91	良好	利用者数も増加傾向にあり、利用者のニーズに 合った事業運営がなされているが、年間収支が マイナスとなっていることから、更なる利用者 数増加に向けた取組みを行う等、収入確保の工 夫が必要である。

(2) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 指定管理者が管理を行う台東区の公の施設（以下「施設」という。）の適正な管理を確保することを目的として、施設の管理状況等の評価（以下「施設管理評価」という。）を行う台東区指定管理者施設管理評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、施設管理評価に関することを所掌する。

(組 織)

第3条 委員会は、8名以内の施設の適正な管理について識見を有する者をもって組織し、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員もしくは委員の属する団体等と施設管理評価の対象となる指定管理者との間に、利害関係が存在する場合は、当該委員は、当該指定管理者の施設管理に係る議事には参与することができないものとする。

(部 会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、施設管理評価の資料等を作成し、委員会に提出する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、施設管理評価を行う施設の所管部長とする。

5 部会員は、施設管理評価を行う施設の所管部の庶務担当課長、所管課長及び経営改革担当課長とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政部企画課に置き、企画財政部財政課及び総務部人事課と連携の下に運営する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(3) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	伊藤 正次	首都大学東京大学院 法学政治学研究科 法学部 教授
副委員長	伊藤 匡美	東京国際大学 商学部 教授
委員	渡邊 浩文	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
	津山 淳二	中小企業診断士
	櫛原 琢也	東都製靴工業協同組合 専務理事・事務局長
	石井 むつ子	民生委員 (寿地区会長)

(4) 台東区指定管理者施設管理評価委員会 活動記録

ア 評価委員会 審議経過

日 程	審 議 事 項
平成30年10月22日	(第1回) 評価の実施方法の決定
平成30年12月19日	(第2回) 評価結果のまとめ 評価委員会報告書の構成
平成31年 1月21日	(第3回) 評価委員会報告書の決定

イ 施設の視察調査、ヒアリングの実施経過

日 程	対 象 施 設
平成30年11月21日 平成30年11月22日	台東区立産業研修センター (文化産業観光部 産業振興課)
平成30年11月22日 平成30年11月26日	台東区立老人福祉センター 台東区立入谷老人福祉館 台東区立橋場老人福祉館 台東区立三筋老人福祉館 (福祉部 高齢福祉課)

(5) 台東区指定管理者制度運用指針

平成20年11月26日策定

平成22年 5月11日改定

平成29年 2月 6日改定

平成29年 8月30日改定

1. 運用指針の位置付け

台東区の公の施設において、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営や、より一層のサービス向上に資するため、この指針を策定する。

2. 適用方針

(1) 適用施設

民間その他の団体のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理運営の効率化などが見込まれる施設については、適用対象とする。

ただし、適用にあたっては、公の施設としての管理水準を良好に保つことを前提とする。

(2) 適用対象外とする施設

(1)の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する施設については、適用対象外とする。

- ① 法令等により、区が管理主体となることが定められている場合
- ② 区が管理運営を行うべきであると、区長又は教育委員会（以下「区長等」という。）が判断した場合

3. 指定管理者の選定方法

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。

- ① 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、その事業者が施設の管理運営を行わせることが最適と認められる場合
- ② 施設の管理運営にあたり、利用者との信頼関係の継続や安定的かつ継続的な事業運営、ノウハウの蓄積を特に必要とする場合
- ③ 区と密接な連携を図りながら区の政策を推進するため、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体による管理運営が適切である場合
- ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合

⑤ その他やむを得ない事情により、公募する暇がない場合

(3) 継続の場合の特例

(1)の規定に基づく施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現指定管理者から提出させた事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が施設の設置目的を最も効果的に達成することができるのと区長等が判断した場合は、現指定管理者を公募によらないで再選定することができる。

なお、この場合の再選定は、各施設について1回に限り行うことができるものとする。

(4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。

4. 公募条件の設定

(1) 団体の種別等

法令等に定めがある場合や、施設の設置目的からみて法人の種別等を限定することが望ましい場合は、これらの条件を付したうえで公募することができる。

また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定める。

(2) 応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。

なお、募集要項で、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 台東区から指名停止措置を受けているもの
- ③ 会社更生法及び民事再生法等に基づき、更生又は再生手続きをしているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑤ 過去3年間の法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を完納していないもの

(3) 兼業禁止規定の準用

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市町

村長の兼業禁止)及び第180条の5(委員の兼業禁止)の請負禁止に係る各規定の趣旨を踏まえ、これらの規定を準用する。

5. 指定期間

(1) 標準期間

5年以内の期間で、施設の管理形態等に応じて設定する。

(2) 特例期間

区長等が、長期にわたる安定的な経営が必要であると判断した場合は、10年を上限とした期間を設定することができる。

(3) 複合施設等の取扱い

複合施設等において、同一の指定管理者を指定する場合は、これらの施設について同一の指定期間を設定することができる。

6. 指定管理料

指定管理料については、以下のとおりとする。

- ① 指定管理業務に係る施設の管理運営経費等の支出総額及び利用料金その他の事業収入等の収入総額の実績等に基づき、あらかじめ区が、必要と認める金額を、指定管理料として指定管理者に支払うことができる。なお、支払いの方法については、年度協定で定めるものとする。
- ② 指定管理料について、指定期間を期間とする債務負担行為を定めることができる。

7. 選定手続き

(1) 選定委員会

公募により選定を行う場合は、学識経験者や経営に関する知識を有する者など外部の有識者(外部委員)と区職員(内部委員)で構成する選定委員会を、要綱により設置する。

なお、委員の半数以上を外部委員とし、会議は非公開とする。

(2) 選考基準

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に選定委員会で細目を定め、審査を行う。

- ① 団体の実績・安定性
- ② 区の求める管理水準の確保
- ③ サービス向上への取組み
- ④ 運営効率化への取組み

- ⑤ 危機管理・安全確保の取組み
- ⑥ 職員育成の取組み

(3) 審査方法

書類審査やプレゼンテーションなど、要綱で定めた方法により、審査を行う。

審査の結果、最も得点の高い団体を優先交渉権者として選定し、必要に応じて第二順位以下の交渉権者を選定する。

(4) 選定結果の公表

選考基準や選考結果などの情報は、原則として開示する。

ただし、優先交渉権者以外の団体名称等の情報は非開示とする。

(5) 審査会

公募によらないで選定を行う場合は、(1)の選定委員会に代えて審査会を設置し、過去の管理実績や指定管理者としての適性などを判定する。

なお、審査会の委員には、外部の有識者を加えることとし、会議の運営については、選定委員会に準じて行うものとする。

8. 協定等の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の議決を受けた後、区と指定管理者は、次に掲げる項目を盛り込んだ基本協定及び年度協定を締結する。

なお、各施設の状況に応じた項目を加えることができる。

- ① 指定期間
- ② 業務の範囲
- ③ 指定管理料（支払いの方法を含む。）
- ④ 利用料金
- ⑤ 施設の修繕
- ⑥ 個人情報の保護
- ⑦ リスク分担
- ⑧ 指定の取消し

(2) 覚書の締結

指定期間の開始前において、引継ぎや事前準備を行うために必要な項目について、区と指定管理者との間で覚書を締結する。

9. 評価の実施

(1) 内部評価の実施

指定管理者に対し、指定期間の初年度と最終年度を除いた年度（指定管理者が継続して指定される場合は、指定期間の1年目も含む。）、次に掲げる項目について、事業計画書や業務基準書の内容と照らし合わせて評価を実施する。

なお、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

- ① 管理の適正性
- ② 事業の運営
- ③ 施設の維持管理
- ④ サービス向上の取組み
- ⑤ 収入支出
- ⑥ 優れた取組み

(2) 外部評価の実施

指定管理者に対し、指定期間の2年目もしくは3年目に、上記（1）に掲げる項目について、外部の評価機関または外部の有識者及び区の職員等で構成する評価委員会による評価を実施する。

(3) 財務分析の実施

指定管理者（区の出資団体を除く。）に対し、毎年度、経営状況等を確認するため、経営の専門家や民間調査機関等による財務分析を実施する。

10. 指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- ① 協定及び業務基準書等に掲げる管理基準を満たさない場合
- ② 指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合
- ③ 上記①及び②を踏まえた区の改善指示に従わない場合又は十分な改善策を講じない場合
- ④ 指定管理者から、管理の継続が困難である旨の届出が提出された場合

(6) 台東区における指定管理者制度適用施設一覧(平成31年1月現在)

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
1	浅草公会堂	明治座・野村不動産パートナーズグループ	5年	区民課
2	母子生活支援施設さくら荘	(福)愛隣団	5年	子育て・若者支援課
3	寿子ども家庭支援センター	(NPO)子育て台東	5年	子ども家庭支援センター
4	下町風俗資料館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	文化振興課
5	一葉記念館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
6	朝倉彫塑館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
7	旧東京音楽学校奏楽堂	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
8	書道博物館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
9	産業研修センター	(公財)台東区産業振興事業団	5年	産業振興課
10	老人福祉センター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	高齢福祉課
11	入谷老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
12	橋場老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
13	三筋老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
14	特別養護老人ホーム浅草	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
15	特別養護老人ホーム谷中	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
16	特別養護老人ホーム三ノ輪	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
17	特別養護老人ホーム蔵前	(福)東京援護協会	5年	
18	特別養護老人ホーム台東	(福)聖風会	5年	
19	特別養護老人ホーム千束	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
20	ケアハウス松が谷	(福)東京援護協会	5年	
21	あさくさ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
22	うえの高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
23	やなか高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
24	みのわ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
25	くらまえ高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
26	まつがや高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
27	たいとう高齢者在宅サービスセンター	(福)聖風会	5年	
28	たなかデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所管課
29	せんぞくデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年	高齢福祉課
30	老人保健施設千束	(公社)地域医療振興協会	10年	
31	身体障害者生活ホームフロム千束	(福)台東つばさ福祉会	5年	障害福祉課
32	台東病院	(公社)地域医療振興協会	10年	健康課
33	少年自然の家「霧ヶ峰学園」	(株)ニッコトラスト	5年	学務課
34	ことぶきこども園	(NPO)子育て台東	5年	
35	たいとうこども園	(福)東京児童協会	5年	
36	東上野乳児保育園	(福)康保会	5年	児童保育課
37	千束児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
38	玉姫児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
39	台東児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
40	池之端児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
41	松が谷児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
42	今戸児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
43	寿児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
44	谷中児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
45	社会教育センター	JN共同事業体 (代表企業株式会社JTBコミュニケーションデザイン)	5年	
46	千束社会教育館	JN共同事業体 (代表企業株式会社JTBコミュニケーションデザイン)	5年	
47	小島社会教育館	JN共同事業体 (代表企業株式会社JTBコミュニケーションデザイン)	5年	
48	根岸社会教育館	JN共同事業体 (代表企業株式会社JTBコミュニケーションデザイン)	5年	
49	今戸社会教育館	JN共同事業体 (代表企業株式会社JTBコミュニケーションデザイン)	5年	
50 ～ 56	台東リバーサイドスポーツセンター ～ 体育館・陸上競技場・野球場・庭球場・ 水泳場・少年野球場・駐車場	(公財)台東区芸術文化財団	5年	スポーツ振興課
57	社会教育センター清島温水プール	JN共同事業体 (代表企業株式会社JTBコミュニケーションデザイン)	5年	

※指定管理者団体数 14団体

株式会社3（企業グループを含む）、NPO法人1、社会福祉法人7、公益社団法人1、公益財団法人2

**平成30年度
台東区指定管理者施設管理評価報告書**

**平成31年1月
(平成30年度登録第86号)**

**台東区指定管理者施設管理評価委員会
【事務局】 台東区企画財政部企画課(経営改革担当)**

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電話03(5246)1013

FAX03(5246)1019

メールアドレス:kikaku.u6a@city.taito.tokyo.jp